



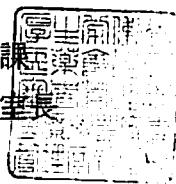
8 薬第 563-	号
平成 18.3.14 受	
京都府	

薬食機発第0308002号
平成18年3月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長



医療機器の非臨床試験に係る承認申請資料の適合性書面調査の 実施手続き等について

医療機器の承認申請資料適合性書面調査については、臨床試験に係る調査の実施要領を平成17年7月15日付薬食機発第0715006号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器基準適合性書面調査及び医療機器G C P実地調査に係る実施要領について」により示したところである。

今般、医療機器の非臨床試験に係る承認申請資料の適合性書面調査の実施手続き等について、厚生労働省又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う書面調査の実施要領として別添のとおり定めたので、貴管下関係者に対して周知方ご配慮をお願いしたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・I V D小委員会委員長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとしている。

医療機器承認申請資料適合性書面調査実施要領（その2）

1. 目的

本要領は、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第5項（第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第27条及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第42条第2項に規定する医療機器の製造販売承認申請（承認事項の一部変更承認申請を含む。以下同じ。）に際し添付される資料（以下「承認申請資料」という。）のうち非臨床試験に係るもの、「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第37号）に示された基準（以下「医療機器GLP」という。）及び規則第43条の規定（以下「申請資料の信頼性の基準」という。）に従って収集され、かつ、作成されたものであるか否かについて、厚生労働省又は法第14条の2第1項の規定及び法第14条第5項（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が書面により行う調査（以下「適合性書面調査」という。）を行う際の手続きを定めるものである。

2. 調査の方法

厚生労働省及び機構は、承認申請資料が医療機器GLP及び申請資料の信頼性の基準に従って収集され、かつ、作成されたものであるか否かについて、当該資料の根拠となった資料（以下「根拠資料」という。）に基づき、調査を実施する。

3. 調査の対象となる承認申請資料及びその根拠資料

- (1) 原則として、規則第40条第1項第5号のロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトを調査の対象となる承認申請資料とする。ただし、当該承認申請資料が既に承認申請資料として提出され調査を受けたものである場合、又は当該承認申請資料が、既に承認されている品目に添付されていた承認申請資料である場合を除く。
- (2) 機構が調査を行う場合にあっては、調査対象となる承認申請資料から抽出して調査を実施する。この場合、調査の結果、信頼性に重大な影響があると厚生労働省又は機構が判断する場合は、抽出されなかった承認申請資料及びその根拠資料も対象とすることができます。

(3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第15条第1項第5号ロの規定に基づく機構による医療機器G L P適合性調査が行われており、医療機器G L P適合確認書の発行日が当該承認申請の日から3年以内で、かつ、医療機器G L P適合確認書の評価結果が評価Aの試験施設において実施された試験成績をもとに作成された承認申請資料、又は当該G L P適用試験の開始前に機構の医療機器G L P適合確認書の評価結果について評価Aを取得し、評価Aの適合確認書の有効期間内（継続して適合確認申請が提出され、適合確認が得られている場合を含む。）に当該試験が終了している場合に当該G L P適用試験の試験成績をもとに作成された承認申請資料については、原則として根拠資料のうち最終報告書を対象とする。ただし、当該承認申請資料が最終報告書と相違ないものである場合には、調査対象としない。

4. 調査の主体

(1) 機構が調査を行う場合

承認申請に際し、機構に対し規則第54条に基づき、承認申請資料適合性に係る承認申請資料適合性調査申請書が提出されている場合

(2) 厚生労働省が調査を行う場合

次のいずれかに該当する場合に、承認に際して行う審査の一環として行うことができる。

ア 根拠資料が搬入されない等の理由により、機構による調査が実施できない場合

イ 承認申請資料について信頼性に疑問がある等の理由により、医薬食品局長が調査を実施する必要があると認めた場合

5. 調査担当者

(1) 原則として、機構による調査は、機構の職員が調査を行う。

(2) 原則として、厚生労働省による調査は、厚生労働省医薬食品局の職員が調査を行う。

6. 機構による調査の手続き

(1) 機構は、調査に着手した際には、資料詳細目録（申請者名、申請品目名、添付資料名、識別番号又は記号、項目名、搬入の可否、搬入しない場合にはその理由、作成年月日を記載したもの）の提出を指示する。

(2) 申請者は、資料詳細目録を機構の信頼性保証部に送付する。

(3) 申請者は、申請後、調査実施までに、承認申請資料について訂正が必要となった場合には、正誤表、訂正理由及びそれ以外の箇所については基準に適合し

ていることを確認した厚生労働省医薬食品局審査管理課長あての文書の正本1通及び写し1通を機構に提出する。

- (4) 機構の調査担当者は、必要に応じ審査担当部と調整の上で、調査対象試験及びその根拠となった資料(根拠資料)を申請者に連絡する。
- (5) 申請者は、調査担当者が指示する期日までに、当該資料を機構審査管理部業務課あてに送付する。なお、原則として調査は対面では実施しないが、対面で調査を実施する場合は機構の調査担当者はその旨を申請者に連絡し、調査日程を調整する。
- (6) 機構は、調査を中断する必要があると判断した場合には、申請者にその旨通知する。また、中断が解除されると判断した場合には、申請者に調査を再開する旨通知する。
- (7) 機構の調査担当者は、書面調査後、必要に応じ審査担当部と調整の上、申請者に対して照会事項を連絡する。
- (8) 機構は照会事項の回答を検討し、結果を取りまとめ、調査終了について申請者に通知するとともに審査管理部門へ連絡する。
- (9) 調査終了後、機構は申請者から送付された根拠資料等を返却する。

7. 厚生労働省による調査の手続き

- (1) 厚生労働省による調査を実施する場合には、あらかじめ、申請者に対して調査日程等を通知する。
- (2) 申請者は、搬入・搬出責任者指名書を調査実施当日に提出する。搬入・搬出責任者は、厚生労働省から指定された場所へ搬入した根拠資料を管理し、搬出する時に、搬入した資料を確実に搬出した旨を確認し、搬出確認書を提出する。
- (3) 申請者は、搬入・搬出責任者以外の者を調査に同席させることができる。これを希望する場合には、立会者指名書を調査実施日に提出する。

8. 調査結果の通知及び報告

(1) 機構が実施した調査の結果の通知

機構は、審査終了時に審査報告書とともに、次に示す事項を記載した規則第55条に基づく様式による通知書により臨床試験に係る調査結果を含めて、厚生労働大臣あて調査結果を通知する。

- ア 調査対象承認申請資料
- イ 資料目録
- ウ 調査時に発見した事項

(2) 厚生労働省が実施した調査の結果報告

厚生労働省は、次に示す事項を記載した調査結果を医薬食品局長に報告する。

- ア 調査対象承認申請資料
- イ 資料目録
- ウ 調査時に発見した事項

9. 厚生労働省が実施した調査結果報告の評価及び調査結果に基づく措置

厚生労働省は、同省が実施した適合性書面調査及び実地調査の結果をもとに、承認申請資料の基準への適合性について総合的な評価を行い、承認申請資料が基準に不適合であると判断した場合又は資料の一部が基準に不適合であると判断した場合には、当該資料の全部又は一部について承認審査の対象から除外することができる。この場合、厚生労働省は、申請者に対して予定される措置の内容及びその理由を通知する。申請者は、その内容を確認し、意見がある場合には、厚生労働省が指定した期日までに承認申請資料の信頼性に関する立証資料の提出、その他必要な説明を行うことができる。

10. 本要領は、臨床試験に係る承認申請資料が添付された品目の非臨床試験に係る適合性書面調査について定めたものである。

なお、臨床試験に係る承認申請資料が添付されていない品目については、上記1から7を準用し、調査終了については機構の審査管理部門に通知することとする。この場合、機構が実施する調査の手数料については、薬事法関係手数料令（平成17年政令第91号）に定められている額を、調査申請に際し機構の口座に払い込むこと。なお、払い込んだことを証する書類の写しを調査申請書の裏面に貼付する必要があるので注意すること。